

福職共第606号
平成 29 年 10 月 12 日

各所属長

福岡市職員共済組合
理事長 貞刈 厚仁

ジェネリック医薬品利用促進について

福岡市職員共済組合では、医療費の適正化及び短期給付財政の安定化を目的として、ジェネリック医薬品利用促進通知を下記対象者宛に送付します。

ジェネリック医薬品とは、先に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間満了後に、厚生労働省の承認を得て、新薬と同じ有効成分で製造・販売される薬（後発医薬品）の総称で、価格は新薬と比較して、2～7割程度に抑える事ができるといわれています。

ジェネリック医薬品に切り替えると、組合員やご家族（被扶養者）の自己負担が軽くなりますので、通知が届いた方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談いただき、是非ともジェネリック医薬品への切り替えにご協力いただきますよう所属組合員へ周知をお願いいたします。

記

1. 対象者

平成 28 年 11 月～平成 28 年 12 月までの調剤レセプトを分析した結果、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、一定額以上自己負担額の軽減が見込める方

2. 送付方法

被扶養者分も含め、組合員宛に送付

3. 送付時期

平成 29 年 10 月末より順次発送

通知の対象となっていない組合員・被扶養者の方におかれましても、処方せんの変更不可欄に「✓」または「×」が入っていない医薬品については、ジェネリック医薬品へ変更して調剤することが可能ですので、積極的な切り替えをお願いいたします。

※被扶養者本人宛に直接送付を希望される場合は、平成 29 年 10 月 25 日（水）までに福岡市職員共済組合までご連絡ください。

福岡市職員共済組合
保健医療係 夏井、植松
TEL:092-711-4146
FAX:092-711-4152